

議案第9号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理について

上記の議案を提出する。

令和4年8月2日

福岡県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 二 場 公 人

理由

地方公務員法の一部改正に伴い、同法の規定から用語の定義を引用する本広域連合の関係条例において条ずれが生ずるため、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成19年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第17条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(福岡県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 福岡県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成20年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例  
 新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p>	<p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条 同左</p> <p>(1) 同左</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（<u>地方公務員法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>ア 同左</p> <p>イ 同左</p>

福岡県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例  
新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 同左</p>